地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年　　月　　日

　主務大臣　名　殿

住　　　　所

名　　　　称

代表者の氏名

対象事業者が行う承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２５条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

１　確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（以下「対象事業」という）を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という）の名称及び住所

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者の名称及び住所 | （名称）  （住所） |

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

２　地域経済牽引事業計画の承認日

|  |
| --- |
| （変更承認日：　　　　　　　　　　　　　　） |

※　地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

３　対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下単に「承認地域経済牽引事業」という）の名称

|  |
| --- |
|  |

４　承認地域経済牽引事業の実施場所

|  |
| --- |
|  |

５　承認地域経済牽引事業が有する先進性

|  |
| --- |
| ○事業の先進性の類型（※事業の対象となる類型全てに丸印を付ける）  １　開発又は生産する製品の先進性  ２　開発又は提供する役務の先進性  ３　製品の生産又は販売の方式の先進性  ４　役務の提供の方式の先進性 |
| ○事業の先進性に関する内容 及び 同業他社が存在する場合には同業他社との相違点 |

※　必要に応じて枚数を追加するとともに、事業の先進性の説明に必要な参考資料を添付すること。

※　承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第７条に規定する地区であって、地域経済牽引事業計画の承認日が特定非常災害の発生日から起算して３年（その特定非常災害発生日が平成２９年７月３１日以前である場合には、５年）を経過していない場合には、上記の記載に代えて、その特定非常災害の名称を記載すること。

６　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

|  |  |
| --- | --- |
| 計画承認日から５年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率（％） |  |
| 過去５事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率（％） |  |

※　市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

７　承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という）

承認地域経済牽引事業者名（）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 資産の内容 | 数量 | 予定単価 | 取得予定  価額 | 取得予定  時期 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※　「種類」には、法人税法施行令第１３条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※　複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

８　対象事業者が取得する予定の減価償却資産

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者名 |  |
| 対象事業者の前事業年度の減価償却費（円） |  |
| 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額（円） |  |

※　減価償却費の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

９　対象事業者の付加価値額増加率

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業者名 |  |
| 対象事業者の前事業年度の付加価値額（円）・・・Ａ |  |
| 対象事業者の前々事業年度の付加価値額（円）・・・Ｂ |  |
| 付加価値額増加率（％）・・・（Ａ―Ｂ）／Ｂ×１００ |  |

※　平成３１年４月１日以後に地域経済牽引事業計画の承認（同日前に受けた承認に係る地域経済牽引事業計画の変更の承認を除く。）を受けた対象事業者であって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合に記載すること。

※　付加価値額の算出に当たっては、以下の計算式を用いるものとする。

付加価値額　＝　売上高　－　費用総額　＋　給与総額　＋　租税公課

費用総額　＝　売上原価　＋　販売費及び一般管理費

また、付加価値額が０円以下となる場合は、１円として計算する。

※　付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※　対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。